

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①施設の情報

名称 : 福島愛育園	種別 : 児童養護施設
代表者氏名 : 長谷川文夫	定員 (利用人数) : 77 (63) 名
所在地 : 福島県福島市田沢字躑躅が森 16	
TEL : 024-549-0596	ホームページ :

【施設の概要】

開設年月日 : 昭和23年1月1日

経営法人・設置主体 (法人名等) : 社会福祉法人 福島愛育園

職員数	常勤職員 : 33名	非常勤職員 3名
専門職員	(専門職の名称) 名	
	施設長 1名	
	児童指導員 7名	嘱託医 1名
	保育士 15名	宿直専門員 2名
	栄養士 6名	
	事務員 1名	
	家庭支援専門相談員 1名	
	心理療法士 1名	
	看護師 1名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	(居室6浴室2食堂2静養室2) × 4棟	全棟グループケア化が可能である
	(居室6浴室1食堂1) × 1棟	

②理念・基本方針

○理念

創設者瓜生イワ刀自が提唱する「仁慈隱惕」の精神を継承し、次世代を担う児童の育成をもって社会に貢献する。

三つの願い (目標とする像)

1. 心身ともに元気な子
2. 感性の豊かな子
3. 瞳を輝かせ希望に満ちた夢の持てる子

五つの進め方 (年次方針)

1. 「自ら住みたくなる家づくり」構想に努める
2. 情報を共有し、一体感の感じ取れるチームワークを築く
3. 地域と協働した養育の実践を図る
4. スカウト精神を持って生きる力を身につける

5. グループワーク及びケースワークの特性を生かした養育に努める 七つの心得（養育に臨む決意）

全国児童養護施設協議会「倫理綱領」を基軸とし、以下のように実践します

1. 「みとめて」「ほめて」子どもの自己肯定感を高めるよう努めます
2. 「喜び」と「悲しみ」の共有・共感を実践し、互いに思いやる心を大切にします
3. 日本文化と四季の良さを子どもたちに伝え、子どもの「こころ」を育てます
4. 子どもの話に耳を傾け、わけへだてなく関わります
5. 食べることの大切さ、食べられることへの感謝の気持ち、生きる喜び、命の大切さを教えます
6. 子どもとの出会いを大切に、子どもの自律を促し自立心を育てます
7. 自己研鑽、余暇の充実を図り、子どもとともに心身の健康（リフレッシュ）に努めます

③施設の特徴的な取組

【子どもの「生」と「性」に焦点を当てた養育・支援の組織的取組み】

「性」の問題は「生」と切り離せないという施設長の考えのもとに、本年度から従来の「性問題対策委員会」を改組して新たに子どもの「生」と「性」の教育を目的とした「森の委員会」を再構築し、職員間で定期的に学びあいの機会を設け理解を深めている。

また、そのもとに子どもの組織として性別や年齢に配慮したグループ別の「森の会」を設置し、「子どもの権利ノート」や「振り返りノート」を用いて成長段階に応じた「性」に対する正しい知識を学び、「生」に対する尊厳や自分自身を大切にすること、他者に対する思いやりについて話し合う取り組みを推進している。

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年6月5日（契約日）～ 平成30年1月26日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	2回（平成25年度）

⑤第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

⑥評価調査者研修修了番号

1901、S15009・2909

⑦総評

◇ 特に評価の高い点

【小規模グループケアに向けた取組みの推進】

法人では家庭的養護を推進するために、施設養護の現状と将来の方向性を踏まえ、ケアの個別化とケア単位の小規模化及び地域分散化を重要な課題として位置づけている。そのため、本年度からは新たに「小規模化検討委員会」を設置して、「小規模化推進計画（小規模化行程表）」を策定し、中・長期計画として収支計画と併せて位置づけている。本年度は、施設の小規模化のための工事を行い、今後新たな職員体制下で小規模グループケアを開始する予定としている。さらに、「小規模化検討委員会」では入所児童の養育環境や個別支援のあり方等について「新しい社会的養育ビジョン」の動向を視野に入れながら検討・協議している。

【職員の連携と専門性を活かした子ども本位の養育・支援】

養育・支援の基本姿勢を理念の具現化におき、養育に臨む職員の決意を「七つの心得」として掲げている。職員との個別面談でも全員がこのことを理解・共有しており、日々の活動における基本的拠所となっている。また、子どもの複雑な行動上の問題や精神的・心理的問題の解消や軽減を意図しつつ生活支援を行っている。それに伴う治療的養育の提供や家族問題への支援は個別性が高いことから基幹的職員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、看護師を配置し、これらの職種との協働による専門性を活かした支援に取組んでいる。

◇ 改善を求められる点

【権利擁護やプライバシーの保護に関するマニュアルの策定】

権利擁護の視点から「性問題対応ガイドライン」を作成し、活用する仕組みが整っているが、これは子どもへの性的虐待に特化されたものである。今後は、被措置児童に対する身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトを含めた対応マニュアルの策定を期待したい。また、通信や面会、日常の生活場面のプライバシー保護に関するマニュアルについても、策定・整備することが望まれる。

【既に策定されている文書等の体系的な整備】

養育・支援に関する文書やマニュアルは隨時見直しを行い策定している。しかし、例えば各種マニュアルの細分化が進んだことにより、一部において整合性がとれていない部分が生じている。

今後小規模グループケアの推進に向けて、職員間の支援の質の担保を図るためにも、統合的・一元的な見直しを図り整備することが期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

平成25年度の第1回目受審から4年経過しての受審となりました。前回受審後、長期的な視点で改善を図ることができた事項、現在も取組を行っている事項、そして検討中である事項もある中、客観的な視点で評価調査者及び福島県社会福祉協議会の担当の方から、目指すべき水準のアドバイスを頂き、大変有益な第三者評価となりました。

自己評価とは異なり幅広くより深い視点を示唆頂くことで、創始者の理念「仁慈隱惕」に基づき、より一層「地域に開かれた施設」として、社会的責任を積極的に果たす役割を、職員一同再認識すると共に今後も努力を重ねたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
[1]	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・④・c
＜コメント＞		
<p>創設の理念である「仁慈隱愬（人は皆、他人の不幸を平氣で見ているには、耐えがたい心がある）」の精神を具現化するため、施設が目指す子ども像を「三つの願い」で表している。それを達成するための方針として「五つの進め方」を提示し、養育に臨む決意を「七つの心得」として明文化している。</p> <p>これらについては「運営のしおり」・「事業概要」・「ホームページ」等に掲載され、職員会議等で施設長が説明を行っている。また、職員に対するヒアリングでも周知度が 100%であった。</p> <p>なお、今後は子どもや保護者に向けた分かり易い説明資料の作成と周知を図る取組みが望まれる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
[2]	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	③・b・c
＜コメント＞		
<p>県や県社協等が主催する会議や研修会、経営者協議会のセミナー等へ積極的に参加し、社会福祉事業や児童福祉を取り巻く動向について把握している。</p> <p>また、情報誌「全養協通信」や季刊誌「児童養護」等を購入して情報源としている。施設の小規模化について県と協議する機会や県が策定した「家庭的養護推進計画」等を通じて県</p>		

内の子どもに関する各種の統計情報を基に施設の経営環境や課題を適確に把握し、養育・支援のコスト分析等に活かしている。

さらに、「家庭的養護推進計画」にあわせた収容定数（供給量）の見込みを施設の中・長期計画として策定している。

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
---	-----------------------------------	-------

〈コメント〉

施設養護の現状と将来の方向性を踏まえ、法人として施設の小規模化の推進を重要な課題と位置づけている。そのため、施設に「小規模化検討委員会」を設置し、県と調整しながら「小規模化推進計画（小規模化行程表）」を策定している。これを基に中・長期経営計画として理事会や評議員会に諮りながら、議論を通じて課題や問題点を明らかにして情報の共有化に努めている。

本年度、施設の小規模化のための工事が完了し、今後新たな職員体制の下で小規模グループケアを開始する予定としている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

県が策定した「福島県家庭的養護推進計画（平成27年3月）」を基に、県と調整しながら数値目標を盛り込んだ施設としての「小規模化推進計画（小規模化行程表）」を策定し、それを中・長期計画として位置づけている。

また、中・長期計画を収支計画と併せて策定しており、新たな子ども家庭福祉に関する国の動向を踏まえて理事会や評議員会で見直し等の議論を行っている。

さらに、「小規模化検討委員会」で入所児童の養育環境や個別支援のあり方等について検討し、協議を行い見直しをしている。

今後は、「小規模化推進計画」に伴う組織体制や人材育成についても、収支計画と併せて策定することにより、より充実した取組を期待する。

⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
---	--------------------------------------	-------

〈コメント〉

単年度の事業計画は、中・長期計画を反映したものとなっている。ケアの小規模化・地域分散化の推進を基本方針として掲げ、小規模グループケアによる個別支援の強化を重点目標に位置づけ立案している。また、収支計画は、小規模グループケアのための施設整備費として次世代育成支援対策施設整備費を盛り込み策定している。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	(a)・b・c
---	---	---------

〈コメント〉

事業計画の策定は、各担当者からのボトムアップ方式で行い、副施設長が最終的な取りまとめをしている。

事業計画の進捗状況については、半期に一度報告を求め、問題がある場合には職員会議・運営会議・委員会等で見直しと情報の共有を行っている。年度末には当該年度の実施状況について評価・振り返りを行い、次年度の事業計画に反映している。

また、策定した事業計画は、職員会議や運営会議等で説明するほか「運営のしおり」として作成し、全職員に配布して周知を図っている。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	(a)・b・c
---	---	---------

〈コメント〉

児童に対しては、事業計画の主な内容を易しく簡潔にまとめた「ふくしまあいいくえんのとりくみ」や、それに基づく主な行事を季節毎に工夫を凝らしたイラストで作成し、棟内の各家に掲示して周知している。

保護者には、入所時に施設の運営方針と事業計画について説明するとともに、面会者には「運営のしおり」を用いて説明したり、面会できない保護者にも「家庭つうしん」を送付して周知を図っている。

また、家庭支援専門相談員が保護者向けに施設の小規模化について「おしらせ」を作成・送付し、周知に努めている。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	(a)・b・c

〈コメント〉

今回は2回目の受審であり、第三者評価委員会を組織し、養育・支援職員を3グループに分けて自己評価チェック表により評価し、日常の養育・支援の見直しと質の向上を図る機会を設けている。

また、全職員を対象として「人権擁護・人権侵害防止自己評価チェックシート」の実施や「目標自己評価シート」を用いた施設長とのヒアリングを通じて、自らの果たすべき役割・達成課題を明確化し、養育・支援の質の向上に努めている。

さらに、自立支援計画票による養育・支援の見直し・再評価については、運営会議を通じて周知し、施設長が中心となり家ごとに担当職員等と面談・確認を行っている。

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	(a)・b・c
---	---	---------

〈コメント〉

策定した自立支援計画票の見直しや再評価にあたっては、担当者が中心となり、棟職員や

心理・家庭支援・個別対応の職員とも調整しながら評価・分析を行い、課題の明確化に取組む体制を整備している。

その後、見直し再評価した自立支援計画票はスケジュール表に従い、施設長が中心となり家ごとに担当者と協議・確認をし、実施している。

また、人権擁護については、職員会議での意見を踏まえ新たに「森の委員会」を立ち上げるなど、人権擁護、人権侵害の防止等に向けた改善策等に取り組んでいる。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	(a)・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>施設の管理規則や事務分担表に施設長の役割や責任を明示している。また、施設長は職員会議等で運営方針を伝達し、施設や職員のあり方等について示唆を与える話題を提供するなど、リーダーシップを遺憾なく発揮している。</p> <p>児童には月一回程度施設長講話をを行い、これを通じて施設長としての役割・責任を伝えている。</p> <p>対外的には、園友会広報紙「院友」に施設長としての所信を表明している。</p> <p>非常時の責任体制についても「事件・事故発生時における初動対応マニュアル」に明示している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>施設長は昨年まで副施設長として法人理事会の運営事務、総括会計責任者、養育・支援職員の監督補助等の業務を担当する施設運営にかかわってきている。</p> <p>これまでに社会福祉法人経営者協議会セミナーや全国児童養護施設長研究協議会など各種会議や研修会等に参加し、遵守すべき法令等についての学習や関係法令についても理解を深めている。</p> <p>また、そこで得た新たな知識や法改正等の情報を職員会議や運営会議等で伝達するなど、職員への周知にも努めている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>施設長は、職員の養育・支援の質の向上のため個別研修記録を基に、学習機会の確保に向けたヒアリングを実施している。</p> <p>また、研修会への参加や書物を介して自己研鑽に努め、学習成果を職員会議等でフィード</p>		

バックし、職員の意欲を高めている。

さらに、今年から新たに「小規模化検討委員会」を設置し、その総括者として小規模グループケアによる養育環境の整備と個別支援の強化に努めている。

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

a・(b)・c

〈コメント〉

法人の常務理事でもある施設長は、副施設長及び事務長と連携しながら財務状況の分析・把握に努めており、中・長期計画に掲げる施設の小規模・地域分散化を視野に入れた効率的な予算の執行と改修工事に取り組んでいる。

また、それに伴う人員体制と労務環境の課題についても分析・検討しているが、職員全体には共有されていない。

今後は、経営の改善や業務の実効性を高めるために、管理職のみならず職員も参画した新たな組織を設置して、職員全体で取り組むことが望まれる。

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

(a)・b・c

〈コメント〉

施設が求める人材像を「職員に望むこと」として明示している。

職員体制については中・長期計画に基づく人材確保を念頭に置き、経営上のバランスを考慮して職員の確保に努めている。

また、個人別研修計画に基づき県社協や全養協が主催する研修会のほか、OJT(プリセプター)導入研修などへ職員を積極的に参加させ、資質の向上を図るとともに人員体制の充実に努めている。

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a・(b)・c

〈コメント〉

法人・施設の理念と基本方針を踏まえた期待する職員像を施設の「運営のしおり」に示している。これを基に施設長は職員とのヒアリングを通じて職員の専門性、職務遂行能力について「目標自己評価票」を導入しながら評価分析し、個々の果たすべき役割や達成課題の認識につなげている。

しかし、自ら将来を描くことが出来るような総合的な仕組みづくりまでには至っていない。

今後は、キャリアパスや人事考課制度の構築に向けた取組みが望まれる。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a・(b)・c

〈コメント〉

施設長は、養育・支援職員に対する個別ヒアリングを通じて職員の就業状況や意向について

把握し、副施設長及び事務長と連携しながら労務管理を行っている。

また、ワークライフバランスの観点から有給休暇の取得を奨励しており、複雑困難ケースの抱え込み防止についても平成22年度から副施設長を基幹的職員に配して対応している。

福利厚生面では旅行や職員交歓会などに取り組み、働きやすい職場づくりを目指している。

今後は、職員のバーンアウト等を防止するためにもメンタルヘルスケアへの取組みが望まれる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

(a)・b・c

〈コメント〉

法人の理念・基本方針に基づく期待する職員像を明文化している。

施設長はそれを職員の育成指針と位置づけ、職員との個別面談（期首面談）を通じて年度の業務目標・達成水準や研修等の方針について相互理解を図りながら設定している。

職員は、年度末に「目標自己評価シート」により自己評価を行い、自らの業務遂行を再認識した上で施設長との個別面談（期末面談）を通じて目標達成度の確認に努めている。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a・(b)・c

〈コメント〉

養育・支援職員の外部研修計画は副施設長が担当し、内部の職員研究会は総括主任がそれぞれ担当して実施している。

外部研修に参加・派遣する職員の選定については、施設長が期首面談（個別面談）で聴取した本人の意向を踏まえながら期待する水準を示して行っている。

また、研修参加後は復命書を作成し、上司への報告と朝のミーティングや職員会議などで研修内容について職員への伝達を行っている。

今後は、施設としての人材育成方針や職階層に応じて求められる人材像、研修後の評価等を体系化した研修実施要項等の策定が望まれる。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

(a)・b・c

〈コメント〉

職員の経験や資格取得状況、これまでの研修受講歴については個人ごとに「研修個人記録カード」として管理し、把握している。これを参考に施設長は年度当初に期首面談（個別面談）を通じて個々の研修ニーズを把握し、施設側の期待する水準を本人に明示しながら全職員に対する研修機会を確保している。

新任職員の育成にも力を注いでおり、チームリーダー研修や新人職員向けOJT研修にも積極的に参加を促している。

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

(a)・b・c

〈コメント〉

「実習受け入れマニュアル」を整備し、受け入れの基本方針を示している。

実習担当として、社会福祉士の資格を有し実習指導者講習会を修了した者および副担当者として2名の保育士を配置している。

また、社会福祉士及び保育士の資格別実習プログラムを実習先の短大や大学と調整して策定している。実習の受け入れは、学童棟の7つの家と幼児棟と定められ、年間計画で順番に受け入れている。プログラムは各家で策定され、中間の振り返りは「実習生チェックシート」を使用し実施している。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <p>ホームページや事業概要に、法人・施設の理念、基本方針、事業や財務諸表、養育・支援内容、苦情解決事業等について掲載し公開している。</p> <p>また、施設の行事や出来事等を取り上げた広報誌「つつじ」を毎月末に発行し、管理棟や各棟の家に掲示するとともに、これらを児童相談所等の関係機関、園友会、地域の関係団体にも配布している。</p> <p>今後は、ホームページの予算・決算情報を適切に更新することが望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>経理規定により経理事務のルールが定められている。</p> <p>支払い資金の收支状況、財務状況については契約している外部の会計事務所が四半期ごとに監査を実施し、その結果をもとに助言・指導を受けて適切な事務処理に努めている。</p> <p>また、コンプライアンスの遵守と管理体制の強化を図るため、事務長による内部点検を年2回実施し、内規の遵守状況や法人指導監査の指導項目などについて確認している。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>地域とのかかわり方に関する基本的な考え方を、法人の行動指針や理念に基づく年次方針に明文化している。</p> <p>近隣の特別養護老人ホームの夏祭り、地区の寺院や神社で行われる祭りに職員とともに参加し交流を図っている。</p> <p>また、市内で開催するイベント等にボランティアとしても参加している。少子化が進行する中で地区の大運動会には当施設の子どもの参加が欠かせない現状にあり、地域に対して施</p>		

設や子どもへの理解を深める絶好の機会となっている。子どもの地域活動への参加を積極的に後押しして養育・支援に生かしている。

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

ボランティアの受け入れ窓口を職務分担票に掲示しており、担当者に主任児童指導員、副担当者に2名の保育士を配置して積極的に取り組んでいる。ボランティアの受け入れ等は全て「受け入れ確認書」で処理・対応している。

また、活動を行うにあたり、口頭による事前説明と守秘義務の観点から「個人情報保護に関する誓約書」を徴している。

なお、ボランティアの受け入れや学習支援の協力についての方針やマニュアルが確認できなかったので、整備することが望まれる。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

子どもの養育・支援に必要な社会資源を、「関係機関連絡先」としてリストアップしている。それを「運営のしおり」に掲載して全職員に配布し、必要に応じて職員が容易に活用できるよう事務室や各棟にも配置している。

これらの関係機関とは日頃からネットワーク化に努めており、定期的な協議や随時のケースの問題解決に向けた情報交換を行っている。特に地域の小・中学校との連携を深めるために職員がPTAの役員としても活動し、情報の共有化に努めている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・(b)・c
----	--------------------------------	---------

〈コメント〉

法人が有する「地域交流センター（通称：体育館）」や「つつじが森野営場」、施設内の会議室を地域に無料で開放している。

実習生や見学実習の受け入れ、福祉関係者や一般の方々の施設見学に担当職員を配して、積極的に対応している。また、県内の児童養護施設間で災害時の受け入れ協定を結んでいる。

今後は、施設内にある「うめもどき棟」を活用して、地域交流活動や地域児童の子育て支援や相談に取組むなど、更なる地域の子育て支援の拠点施設としての役割を期待する。

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・(b)・c
----	---	---------

〈コメント〉

施設では市からの委託を受けてショートステイ事業に取り組んでいる。地区の社会福祉協議会や地域の小・中学校の構成員や役員として、また地域の民生委員協議会や要保護児童対策地域協議会の構成員として会議に参画し、情報交換しながら地域の具体的な福祉ニーズの把握に努め、児童家庭支援センターの開設に向けた検討も行われている。

今後は把握された地域の福祉ニーズを中心に、アウトリーチの視点を持って、施設の特色を活かした取り組みを期待する。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

III-1 子ども本位の養育・支援

第三者評価結果		
III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	(a)・b・c
＜コメント＞		
<p>養育・支援の基本姿勢を理念の精神の具現化に置いている。目標とする子ども像を「三つの願い」として明示し、またそのための方針・道筋を「五つの進め方」として表し、これらを踏まえて養育に臨む職員の決意を倫理綱領を基軸とした「七つの心得」として明示している。これを養育に臨む職員の共通の拠所としている。</p> <p>また、施設内研修等を通じて子どもの尊重や基本的人権への配慮についても理解を深めており、朝のミーティングや運営会議でもこのことを念頭において運営している。</p>		
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a・(b)・c
＜コメント＞		
<p>子どものプライバシーを保護するため、個々の子どもにとって生活の場に相応しい環境の提供と設備等の工夫に子どもの意見を尊重しながら取り組んでいる。</p> <p>また、子どもの権利擁護については従来の「性問題対策委員会」を改組して新たに「森の委員会」を立ち上げ、施設の理念に沿った養育方針や倫理綱領をもとに子どもの最善の利益に基づいた養育・支援に取り組んでいる。</p> <p>今後は、通信や面会、日常の生活場面や設備面のプライバシー保護に関するマニュアルの策定が望まれる。</p>		
III-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を持続的に提供している。	(a)・b・c
＜コメント＞		
<p>施設の理念や基本方針、日課や年間行事等をホームページや「運営のしおり」に掲載し、情報の提供に努めている。</p> <p>入所予定の子どもや保護者等に対しては、子ども向けに工夫を凝らした「入園のしおり」が用意され、職員が丁寧に説明を行い、入所の安心感につなげている。</p> <p>また、保護者からの要望に応じて事前の施設見学にも応じている。</p>		
31	III-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	(a)・b・c
＜コメント＞		

施設では、入所に際して児童相談所より事前に情報を入手し、受け入れする棟と家及び担当職員を決定し、同室の子ども達の理解と協力を促している。施設入所時は、子ども向けの「入園のしおり」や「子どもの権利ノート」を配布しながら丁寧に説明を行い、子どもや保護者の安心感に繋がるように配慮している。

意思決定が困難な子どもや保護者には、運営会議で対応を検討し、小学校や中学校の連絡調整担当者が家庭支援専門相談員と連携を図り、保護者への説明とその後の家庭支援専門相談員によるフォローアップを適切に行っている。

32	III-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

措置変更や家庭への移行は、家庭支援専門相談員が基幹的職員等と連携して運営会議等で検討しながら行っている。

他施設からの措置変更は担当者が児童相談所と事前協議を重ね、ケース記録を基に養育・支援の継続性に配慮してスムースな受け入れに努めている。

家庭復帰は保護者や児童相談所と連絡調整をして、施設内の宿泊施設も利用するなど保護者や子どもへの面接を行いながら計画的・連続性のある交流を図っている。

退所にあたって家庭支援専門相談員が家族等に対して手紙を渡し、その後も相談に乗ることを丁寧に伝えている。

III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

子どもの家ごとに担当者も参加した話し合いの場として「家会」があり、そこで出された子どもの意見や要望は、棟の総括（主任）に上げられ棟会議で検討されている。

食についてはアンケート方式による食生活嗜好調査を実施し、食生活に関する子どもの満足度について調査・分析し、その結果を献立・給食・食育委員会で検討し、事後の食生活に反映させている。

また余暇活動事業や社会体験活動についても子どもの意見や要望を聴取し、できるだけ子どもの主体性を尊重した活動に心がけている。

今後は、子どもの日常生活や生活環境全般にわたる満足度に特化した調査や個別の相談面接を定期的、組織的に実施して改善に向けた取組を行うことが望まれる。

III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

苦情解決委員会設置要綱を定め、苦情解決の仕組みと体制を整備しており、ホームページや「運営のしおり」・「事業概要」に掲載している。

各家の居室の壁には苦情解決について子どもに判りやすく説明をした掲示物を張り、周知している。保護者には「苦情申し出窓口の設置について」と題する通知文を発してその周知を図っている。また施設内に「相談箱」を設置し、いつでも苦情や意見を出せるようになっ

ている。

第三者委員会を定期的に開催して苦情受付状況、取り組み現況について報告・協議し、リスク対策の現況についても情報交換を行っている。

35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・⑬・c
----	--	-------

〈コメント〉

家ごとに「家会」が組織化され、子どもは担任を交えて家の運営について要望や意見を自由に出すことが出来る体制が構築されている。

苦情解決の掲示物が各家の壁に貼られ、子どもの目に留りやすい工夫もされている。森の会では「子どもの権利ノート」を活用して行政の相談窓口の周知を図る取組みも行っている。面接室も整備され、相談しやすい環境にも配慮している。

しかし、子どもへのアンケート調査では、苦情を感じた時に外部の大人にも話すことが出来る仕組を知らないものが27.7%、どちらともいえないものが19.1%であり、さらなる周知徹底が望まれる。

36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・⑬・c
----	---	-------

〈コメント〉

重要な課題については運営会議で協議・検討され、重要且つ緊急性のある課題については事務長や副施設長との協議の下で施設長が組織としての判断を下している。

子どもからの苦情、要望や意見についての窓口は整備されているが、受付用紙、対応責任者、検討組織やその後の手順、検討・対応方法、記録方法、子どもや保護者に対するフィードバック、開示の方法等に関する一連のマニュアルが整備されていないので、今後の策定が望まれる。

III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。

37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・⑬・c
----	--	-------

〈コメント〉

子どもの安心・安全な養育・支援を確保するため、防災関係、安全確保・事故防止、事件・事故発生初動対応、不審者対応等のマニュアルを整備し各棟にも配備している。

また、リスクマネジメントに関する委員会等の個別組織に変わるものとして運営会議を位置づけ、リスクマネジャーに施設長を充て対応している。

今後は、ヒヤリハット事例の日々の収集と要因分析の実施および再発防止に向けたリスクマネジメントシステムの構築が望まれる。

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・⑬・c
----	--	-------

〈コメント〉

施設内感染対策の指針を盛り込んだ「感染症対策マニュアル」や「観察・看護のポイント」を策定している。

マニュアル等を各棟の静養室にも配備し、担当職員等も常時確認できる仕組みとしている。

今後は、マニュアルに記載された「感染症対策委員会」の位置づけを明確にするとともに

機能を充実させ、感染症等に関する職員研修の企画・開催などを通じて感染症の予防と発生時対策の強化を図ることが望まれる。

39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	--	-------

〈コメント〉

災害時におけるマニュアルを整備し、災害発生時には召集のための緊急連絡が全職員の個人携帯メールアドレスに一斉配信する仕組みとなっている。

また、月ごとに防災計画や施設内点検について年間を通じて立案し、それを基に実施している。夜間の火災発生について各棟ごとに対応が定まっており、全職員が救命救急の講習を受講して非常時への対応に取り組んでいる。また、一日3食7日分の非常食の備蓄をしており、月1回土曜日を中心に「腹八分目の日」を設定し、昼食に備蓄品を提供して震災体験を確認する機会としている。

III-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	III-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

養育・支援の標準的実施方法は、全職員に配布している「運営のしおり」や「スキルアップトレーニング」に日課や行事、支援内容として文書化している。これは子どもの尊重、権利擁護についての精神が貫かれた養育・支援内容となっている。また、標準的な実施方法については新任職員研修のテーマとして各担当者が説明している。

しかし、「スキルアップトレーニング」は平成21年以来見直しされていないので改定に向けた検討が望まれる。

41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

「家会」では、年度当初や長期の休みに入る前にゲームやテレビ、就寝時間等日常生活のルールを子どもの意見や要望に配慮しながら担任と子どもの話し合いを通じて定めている。

養育・支援の標準的な実施方法について検証し、見直しを図る場として運営会議や職員会議がその役割を担っているが、定期的な取組みとはなっていない。その点からも「スキルアップトレーニング」の改訂が望まれる。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。

42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

自立支援計画の総括責任者に基幹的職員である副施設長を配し、策定指針をもとに自立支援計画票の策定・見直し・再評価の手順を定め、棟を中心に組織的に取組んでいる。

具体的には担当者が棟職員や関係職種と協働しながら計画票を策定し、棟会議を得て棟主

任が総活責任者に提出し、施設長等の確認・評価をしている。その後の見直し、再評価も同様の手続きで定期的に実施している。また、支援困難ケースについては、処遇会議等で検討し、適切な支援につなげている。

43	III-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

自立支援計画の策定、見直し、再評価についての日程や手続きに関するスケジュールを運営会議で確認し、それに従い担当者が棟職員及び関係職種と協働して行っている。原案は棟会議で検討・策定して、棟主任が取りまとめて基幹的職員の事前確認を経て提出し、施設長等の確認・評価が行われた上で担当者等へフィードバックして実践している。

計画に変更が生じた場合は、基幹的職員の指示により適宜見直しが行われることをフローチャートに明示している。

III-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	--	-------

〈コメント〉

新任職員は研修で記録技法について学習し、現場では先輩等から指導を受け対応している。養育・支援に関する重要案件を各棟の主任を構成員とする運営会議で協議して、棟毎に周知徹底している。

また、養育支援の実施状況は職員室に設置しているネットワークシステムを使用して記録し、全員がパソコンで情報を共有できる体制を構築している。

なお、「スキルアップトレーニング」に日誌や児童育成記録の作成について記載しているが、児童育成記録と自立支援計画票は連動していることから自立支援計画票の記載要領についても作成することが望まれる。

45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	------------------------------------	-------

〈コメント〉

子どもに関する記録の取り扱いについては、個人情報保護規程を定めてその取り扱いの基本方針に基づき適切な運用に努めている。個人情報管理者には施設長を指名している。

また文書については管理規程を定め、文書取扱者及び文書の保存等について明示している。

今後は、個人情報の不適正な利用や漏洩が生じた際のリスクマネジメント体制の整備が望まれる。

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者評価結果
-------------------------	---------

A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

子どもの最善の利益を目指した養育・支援の視点を、職員が子どもの養育に臨む決意「七つの心得」において明文化し、全職員に配布する「運営のしおり」に記載して養育実践の共通の拠所としている。

日々の養育・支援を、朝のミーティング、毎週の運営会議や毎月の棟会議、また処遇会議や職員会議等において検証し、子どもの最善の利益のための実践について共通理解を図っている。

A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

子どもの発達状況や理解力に応じて適切に事実を伝えられるように、運営会議や職員会議で、いつ、誰が、どのように伝えるのか、伝えた後の子どもへの支援について慎重に検討している。

ケースによっては、児童相談所と職員が連携をして、子ども自身が自分の人生を肯定的に受け止めるられるようにすることを目的としたライフストーリーワーク(生い立ちの整理)を実施している。

A-1-(2) 権利についての説明

A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

施設における子どもの権利を守る取組について、入所時に「入園のしおり」、子ども向けの施設のリーフレット「ふくしまあいいくえんのとりくみ」や「子どもの権利ノート」を配布し丁寧に説明している。

また、職員は子どもの「生」と「性」の教育を目的とした「森の委員会」を組織し、月2回子どもの権利について学び合いを深めている。

さらに「森の委員会」のもとに子どもの性別、年齢を配慮したグループ別の「森の会」を設置し、子どもたちが職員と共に「子どもの権利ノート」「振り返りノート」等を用いて年4回権利について話し合う機会を設け、「生」に対する尊厳や自分自身と他人を大切にすることについて理解を促す取組みをしている。

A-1-(3) 他者の尊重

A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

小規模グループケアにより、職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保し、信頼関係が構築できるよう個別支援の強化を目指している。特に、幼児については職員との個別の外出を行うなど基本的な信頼感の獲得に努めている。

子ども達は、日々の生活は勿論のこと施設全体での旅行や七夕会、スカウト活動、ボランティア活動、地区大運動会への参加等様々な生活体験や行事を通じて多くの人たちと交流を深める中で、他者への心づかいや相手の立場を配慮することの大切さを学んでいる。

A-1-(4) 被措置児童等虐待対応

A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

法人の管理規則に虐待等の禁止が明記されるとともに、全職員に配布される「運営のしおり」に「すべての体罰の禁止を含め、児童の人権を侵害してはならない。」と明文化している。

また、全職員を対象とした「人権擁護・人権侵害防止自己評価チェック」の実施や施設内研修において被措置児童の虐待防止について学ぶ機会を設ける他、県児童福祉施設部会・職員研究会が実施する「被措置児童の権利擁護（虐待防止）に関する研修会」への参加を義務化し、体罰等を行わないための仕組みを整備している。

A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

全職員が「人権擁護・人権侵害防止自己評価チェックシート」での自己評価に取組み、棟会議・処遇会議・職員会議で施設としての評価を行い不適切なかかわりの防止に努めている。

また、子ども達は「森の会」において「子どもの権利ノート」を利用して自分自身を守るための知識や具体的方法について職員とともに学んでいる。

不適切なかかわりの対応について「性問題対応ガイドライン」が作成されているが、今後は、性問題に限定されない取組みが望まれる。

A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・(b)・c
----	---	---------

〈コメント〉

「性問題対応ガイドライン」を作成し、活用できる仕組みになっているが、性的虐待への対応に特化しており、被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応が整備されているとはいえない。

今後は、全職員共通理解のもとで、虐待に関してのトータルなマニュアルの作成、整備が必要である。

A-1-(5) 思想や信教の自由の保障

A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	(a)・b・c
----	-------------------------------------	---------

〈コメント〉

子どもの思想・信教の自由を保障している。

また、保護者等の思想・信教による子どもの入信希望のケースについては、子どもの年齢や発達段階に応じて子どもの権利が損なわれないように配慮している。

A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮

A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

保護者からの要望に応じて事前の施設見学に応じている。

入所前にはケースの概要を把握し、受け入れする棟と家および担任職員を決定し、子ども達への理解と協力を促している。

また、必要な物品は予め記名をして準備しておくことや家での歓迎会を行うなど子どもを温かく迎え入れる配慮をしている。

担任制による信頼関係の構築をはじめとし、子どもの状況に応じて個別対応職員による面談や心理療法、家庭支援専門相談員による児童相談所との調整のもと保護者との面会設定を行うなど、子どもが安心して生活できるようケアの充実に取組んでいる。

A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

法人の行動指針や理念に基づく年次方針に「自ら住みたくなる家づくり」に努めることを明文化し、職員と子どもが共生の意識をもって生活している。

家ごとに「家会」が組織化され、子どもは担任を交えて家の運営について要望や意見を自由に出すことが出来る体制が構築されている。

「家会」では、テレビ、入浴、就寝の時間や掃除の役割分担等の日常生活のルールについて、担任と子どもの話し合いを通じて定めるなど、できるだけ子どもの主体性を尊重した活動を心がけている。

A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え方できるよう支援している。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

施設には、スポーツ、パソコン、映画など9つのクラブ・教室を設けて子どもの希望に応じ、興味や趣味に合わせて新しい体験や達成感を得られるように支援を行っている。スカウト活動やスポーツ少年団などの参加希望にも応じ、子どもたちの自主性を促している。

また、ゲーム機器やスマートフォンの適切な使用についても、子どもの状況を個別に把握して、子ども自身が主体的に考え方できるように支援している。

A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

年齢に応じて小遣いが支給され、小学生から小遣い帳を使って計画性のある使いができるように支援している。

現金の管理は担任職員が行い、本人の申出によりその都度支給し、中学生は小遣いの半額まで、高校生は全額を所持することができるようになっている。また、職員との買い物外出や行事の際の買物体験も大事にしている。

中・高生には生活訓練施設にて1週間程度自ら献立を立て食材の買い出し等を行う取組みをしているが、一定の生活費で生活することを学ぶまでには至っていない。

今後は更なるプログラムの充実が期待される。		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるように復帰後の支援を行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
＜コメント＞		
<p>子どもが家庭で安定した生活ができるように家庭支援専門相談員が、児童相談所や関係機関等と連絡調整を行いながら、施設入所中に「家庭復帰プログラム」を作成して支援している。</p> <p>復帰時には家庭支援専門相談員が保護者に対して、家庭に戻っても不安なことがあればいつでも相談に応じることを記した手紙を渡している。</p> <p>また、アフターケアとして電話や手紙、家庭訪問、児童相談所との情報交換により復帰後の状況把握に努めている。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
＜コメント＞		
<p>子ども本人の進路希望や適応状況や課題、家族の状況などを総合的に把握し、個別対応職員も関わりながら措置延長を利用して継続支援を行っている。</p> <p>措置延長の期間は、個別対応職員、担任、家庭支援専門相談員等が本人との個別対話の時間を多く取り、自立に向けての話し合いを重ねて進路を決定するように努めている。</p> <p>また、個別対応職員は子どもの適応状況や課題を把握しながら、職場開拓・訪問を行うなど自立のための就労支援に積極的に取り組んでいる。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
＜コメント＞		
<p>「卒園生の話を聞こう」という茶話会を設けたり、外部団体が実施する自立支援プログラムに子ども達が参加するなど、退所後の生活に向けて自立への意欲の助長に向けた取り組みをしている。</p> <p>子ども向けのリーフレットの中にも「卒園後のしえん」として、職員が卒園した後も必要であれば生活の様子を聞き相談を受けることを明記している。</p> <p>また、アフターケアとして、退所後の子どもたちの生活状況の確認や仕事上の悩み等の相談に応じるため、職員が県内外の退所者を訪問している。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
＜コメント＞		
<p>養育・支援の標準的実施方法が掲載された「スキルアップトレーニング」において、子どもの育ちを支えるために、子どもをあるがままに受けとめることの大切さを記し職員の共通理解を図っている。</p>		

担任する職員は、必ず子どもの生育歴を理解したうえで、子どもが表出する感情や言動の背景にある心理的側面の把握に努め支援をしている。

また、子どもに行動上の問題があった場合は、背景にある心理的な課題を把握するため専門職種等と連携を図りながら問題解決に努めている。

A⑯	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

担任制での支援が行われ、子どもとの信頼関係の構築と安心感をもった生活ができるように努めている。

子どもの生活力を高めていくために、日課やルールについては担任も交えた「家会」という家ごとの話し合いの中で、子どもの意思の尊重のもと施設のルールに認められる範囲内で柔軟に対応している。

A⑰	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

施設職員の養育に臨む決意「七つの心得」の冒頭に、「みとめて」「ほめて」子どもの自己肯定感を高めるよう努めることが掲げられている。

小規模グループケアによる一人ひとりの子どもに行き届く個別支援の実践を目指し、同じ職員が朝夕一貫した対応ができるよう、断続勤務体制を探っている。

また、登校時の忙しい時間帯にも、職員が子どもの自主性を大切にしながら見守りや働きかけを行っている。

A⑱	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	(a)・b・c
----	-----------------------------------	---------

〈コメント〉

幼児、小学生、中・高生と年齢別の社会体験活動として、ハイキングや県外キャンプ、音楽鑑賞、海外旅行への参加、ボランティア体験等それぞれの子どもの発達段階に応じた学びや遊びの機会を設けている。また、スカウト活動も年齢に合わせた班編成を行い実施している。

幼児については全員が幼稚園で教育を受けている。

施設内クラブ活動・教室を推進し、パソコンや茶道クラブ、書道教室等はボランティアの協力も得るなど学びや遊びの環境づくりに積極的に取組んでいる。

A⑲	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

入所時に、「入園のしおり」を配布し生活上のルールを伝えている。

家ごとのルールを守り、生活の中で基本的習慣を身につけることができるよう、職員がモデルとなり支援をしている。

旅行や地域との交流活動、社会体験活動を積極的に行い、社会常識、社会規範の体得に努めている。

A-2-(2) 食生活		
A⑪	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
〈コメント〉 給食棟があり、給食職員が調理したものを各家に運んで配膳をしている。各家では、炊飯は職員が行い、個人毎の陶器の茶碗やお箸、簡単な調味料が準備され、家庭的な雰囲気の中で会話を楽しみながら食事をしている。 また、各家に電子レンジ、冷蔵庫が備え付けてあり部活やアルバイトで帰宅が遅れる子どもには、適温にして提供できるよう配慮している。 行事の際は全員で行事食を楽しみ、誕生日には職員と個別で外食に出かける機会を設けている。		
A⑫	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
〈コメント〉 献立には旬の食材が使用され、行事食や月に1度の家毎のリクエストメニュー、鍋の日なども取り入れている。また、体調の悪い子どもにはメニューを変えて対応している。 給食・献立・食育委員会があり、各棟の代表職員等が参加し、献立や給食の改善・工夫等について随時検討している。 また、子どもの嗜好や子ども一人ひとりの健康状態に配慮した食事を提供するために、栄養士、給食職員が月2回、各家を周り食事の状況を確認し、子どもたちから食事についての意見を直接聞く機会を設けている。		
A⑬	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
〈コメント〉 担当職員が子どもと一緒に食事をする中で、年齢、発達段階に応じた食事のマナーの習得や、偏食しないよう支援に努めている。 今年度から「食べること・作ること」をテーマに、毎月「給食だより」を作成し、子どもたちに正しい箸の持ち方など食事の際の基本マナーをイラストでわかりやすく伝える取組みをしている。 また、退所後の自立を目的にした中・高生対象の調理実習も行っている。		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
〈コメント〉 中・高生は職員のアドバイスを受けながら、自分で洗濯や衣類の整理などを行っている。 また支給された被服費で自分の好みに合わせた衣類を購入している。 小学生については、担当職員ができる限り本人と一緒に好みに合わせて衣類を購入できるように努めている。		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a・Ⓑ・c

〈コメント〉

家ごとに、季節の飾りつけや花や絵画が飾られ、キッチンやリビングは清潔で掃除が行き届いており、家庭的な雰囲気が感じられる。

各居室にエアコンが設置されており、必要に応じて使用ルールに基づき利用することができる。

今後は、子どもの発達段階や状況に応じて、居室の整理整頓や掃除等の習慣化に努めることが期待される。

A⑯	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

小規模グループでの養育を行う改修工事を行い、高校生を中心出来る限り個室を提供し、低年齢児は職員の目の届きやすい位置に居室を配置している。

各家のリビングは子どもたちと職員とで季節の飾りつけを行うなど温かで家庭的な雰囲気が感じられる。

また、各自のスペースに子どもの趣味や嗜好に合わせてお気に入りのものを飾るなど、安心して生活できる空間となるよう配慮している。

A-2-(5) 健康と安全

A⑰	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

歯磨き、手洗い・うがい等の健康管理や身だしなみについて、年齢や発達段階に応じて自己管理ができるように職員が適時声かけを行い個別支援を行うとともに、施設全体で歯科衛生コンクールを実施する等口腔衛生や健康予防に積極的に取組んでいる。

職員は、毎月の身長・体重測定や生理の記録表の作成等を通じて、子ども達が自分自身の体の成長や変化を確認し、健康管理を行うことができるよう配慮している。

また、交通事故の防止のために、職員が登下校時に通学路の巡回指導を行い子ども達に交通ルールについて指導をしている。

A⑱	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

医務室を設置し、看護師が中心となり一人ひとりの子どもの健康管理に努めている。

被虐待児や心身の発達に障がいをもった子どもに対しての継続的投薬管理や医療的ケアについては、看護師が心理療法士等専門職種や担任職員と連携を密に図りながら支援に取組んでいる。

また、全職員が消防署主催の救命救急の講習を受講して非常時への対応に取り組むなど、医療に関して学習する機会を設け知識を深めるよう努めている。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑲	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

従来の「性問題対策委員会」を改組して、新たに子どもの「生」と「性」の教育を目的とした「森の委員会」が組織され、月2回、職員間で学び合い理解を深めている。

さらに「森の委員会」のもとに、子どもの性別、年齢を配慮したグループ別の「森の会」を設置し、子どもたちが職員と共に年4回、成長段階に応じた「性」に対する正しい知識を学び、「生」に対する尊厳について話し合う機会を設けている。

A-2-(7) 自己領域の確保

A⑩	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

幼児には、文字が読めなくても自分が使用するものにはマークで表示するなど、自他のものの区別ができるように工夫をしている。

学童児の居室には机等を整備し、個人の所有物を保管できるようにして、職員が紛失防止のために子ども達に片付け方を教えている。

また、中・高生が日常的に使用するシャンプーなどは、個人の好みをできるだけ尊重するよう配慮している。

A⑪	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようしている。	a・(b)・c
----	---	---------

〈コメント〉

子ども一人ひとりのアルバムを整理している。

職員の許可があればいつでも見ることが可能となっており、職員も子どもと一緒に見る機会をもって成長の振り返りなどを行っている。

また、子どもが施設を退所するときにはアルバムを手渡している。

今後は、年齢や状況に応じて子ども自身がアルバム等の管理をしていつでも見ることができる環境づくりを期待したい。

A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

A⑫	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

不適応行動が発生した場合は、「事故発生時における初動対応マニュアル」や「性問題対応ガイドライン」に基づき、施設全体で対応する仕組みとなっている。

行動上の問題を示した子どもへの対応だけでなく、被害にあった子どもや周囲の子どもへの対応にも配慮している。また、事故対応経過報告書にて発生原因の検討や棟での対応、専門職種による保護者への対応、児童相談所への対応などを報告するとともに、対策委員会やケース検討会を行っている。

ケース検討会においては、問題の背景や原因や対応策について、複合的な視点から検討し、職員間で情報を共有化し連携して対応するように努めている。

A⑬	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

子ども間のいじめや差別などが生じないように、子ども達が「子どもの権利ノート」の読

み合わせをするなど、人権に対する意識を育むための取組みをしている。また、家編成を行う場合は子ども同士の普段の関係性に配慮している。

朝のミーティングをはじめ各種会議の場では、子どもたちの変化について報告しあい、全職員で情報を共有し、問題の早期発見、発生予防に努めている。

問題が発生した場合は「事件・事故発生時における初動対応マニュアル」により迅速、適正な対応をとり、全職員が協働して解決に取組む仕組みになっている。

A④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

緊急時に備え「不審者対応マニュアル」を作成し全職員に周知徹底している。

また、施設の敷地内に防犯カメラを6箇所設置し子どもの安全管理に努めている。

さらに、事前に子どもの安全を脅かすような保護者の訪問が予想される場合等については、最寄りの交番に事情を説明し、緊急時に対応してもらえるように連携を図っている。

A-2-(9) 心理的ケア

A⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

常勤の心理療法士を1名配置し、心理的な支援を必要とする子どもについて、自立支援計画に基づき、週1回程度、心理療法室にて個別の心理療法を実施している。

担当職員との情報交換も適宜行われ、自立支援計画の見直し・再評価にあたっては、心理療法士も職員と調整しながら評価・分析、課題の明確化を行うなど、心理的支援が養育・支援に有効に組み込まれている。

職員に対するヒアリングからも、心理療法士が職員と連携を密にしてチームとして支援に取組んでいることが確認できた。

A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等

A⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

落ち着いた環境で学習ができるように、居室の他に子どもの要望に応じて学習室や会議室、和室を提供するなど学習環境の整備に努めている。

また、子ども一人ひとりの学力に応じた支援のために、小学生高学年に対する高校教諭による学習ボランティアや中学生への大学生の家庭教師、さらに中学3年生は夏期講習や個別支援型学習塾を活用している。

A⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

職員は、子ども本人の将来の目標について、資金面の情報提供も行いながら時間をかけて本人の話しを十分に聴く機会を設けている。

その結果を、自立支援計画票に反映させる他、本人の進路希望先、問題点と課題、家族との状況、希望以外の考えられる進路について各種会議の場で情報共有を図り、全職員の共通

理解のもとで本人の自己決定を尊重した支援に努めている。

また、進路が決定した後も、個別対応職員や家庭支援専門相談員を中心として定期的な面談や関係機関との連携支援を行うなどのフォローアップ体制を整備している。

A⑩ A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

自立に向けて社会経験、金銭管理、生活リズムの確立ができるよう定時制や通信制に通う高校生を中心に、アルバイトへの取組を行っている。

また、仕事への責任感や社会性の確保のため、職員がアルバイト先と連携を図りながら就業継続に向けた支援を行っている。

さらに、職場体験の機会を通じ進路につなげていけるよう職員が積極的に職場開拓・訪問を行うなどの取組に努めている。

A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり

A⑪ A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

家庭支援専門相談員を中心としたファミリーソーシャルワークを行っている。

家庭支援専門相談員は、保護者との信頼関係づくりに向けて子ども一人ひとりの生活・学校・健康面の成長の様子を丁寧に記した保護者宛の手紙「家庭つうしん」を毎月作成・送付している。送付が難しい保護者には児童相談所に送付し連携を図っている。

また、子どもと保護者の関係の再構築に向け、児童相談所との連携のもと、ペアレントトレーニング(養育支援プログラム)による計画的、連続性のある交流の実施に努めている。

交流後は子どもの変化に十分留意し、職員間での情報共有を図り、保護者に対して適切に対応する体制を整備している。

A-2-(12) 親子関係の再構築支援

A⑫ A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

家庭支援専門相談員が中心となり、親子関係の再構築に向けた家族への支援を積極的に行っている。

家庭支援専門相談員は、専門職種や担任職員、児童相談所と連携しながら、年度当初に入所児童の状況をアセスメントし、年度内の家庭復帰見込ケースや関係回復ケースなど、ケースの見立てを行い再構築のための支援方針を明確にし、施設全体でファミリーソーシャルワークの実践に努めている。

施設には宿泊訓練施設があり、それぞれの家庭の状況に応じて交流の場として活用している。

また、児童相談所と連携して家庭復帰プログラムを作成して計画的な支援の実施と再評価に取組んでいる。

A-2-(13) スーパービジョン体制

A⑬ A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。

a・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

職員は、適時上司に相談しながら助言や指導を受け、支援の質の向上に努めている。

また、基幹的職員が配され、自立支援計画の総括責任者の役割を担っている。

しかしながら、組織としてスーパーバイザーの役割が明確にはなっておらず、児童育成記録のスーパーバイザーとしての記録も十分に整備されていない。

今後は、施設としてスーパーバイザーの役割を明確にし、スーパービジョン体制を確立して更なる組織力の向上に努めることが期待される。